

# 秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成27年5月26日（火）午後3時～

場所 秋田県市町村会館 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### (1) 市町村提案について

子育て世代包括支援センター事業の推進について（市長会） 【資料1】

### (2) 県提案について

① 改正行政不服審査法における第三者機関事務について 【資料2】

② 下水道事業への公営企業会計の適用について 【資料3】

### (3) 県からの説明・報告事項について

① 秋田版「人口ビジョン」及び「総合戦略」の骨子案 【資料4】

② 平成27年度における県の女性の活躍推進に係る取組について 【資料5】

③ 農林水産ビジョンの推進について 【資料6】

④ 電子入札システムにおける共同利用について 【資料7】

⑤ 土砂災害警戒区域等の指定の推進と住民周知について 【資料8】

⑥ 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について 【資料9】

(4) 前回の協働政策会議のフォローアップについて 【資料10】

(5) その他

## 4 閉 会

## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県市長会（男鹿市）

項 目 名	「子育て世代包括支援センター事業」の推進について
提 案 要 旨	<p>「子育て世代包括支援センター事業」の実施に当り、県と市の関係機関によるネットワークを構築することにより、円滑な事業推進を図る。</p>
理 由 (背景等)	<p>国は、地域の子育て環境の一層の充実等を目指し、子ども・子育て支援新制度をスタートさせた。</p> <p>とりわけ、この制度の一環である「子育て世代包括支援センター事業」は、妊娠・出産期から子育て期の悩みに対して、保健師等の専門コーディネーターが一元的に切れ目なく対応するとともに、必要に応じて個別の支援プランを策定して継続的に支援するなど、出産・子育ての安心感を高めるために大きな役割を果たすものと期待される。</p> <p>事業の実施に当たっては、コーディネーターの育成、出産・子育て支援に必要な様々な情報提供等、市町村の枠を超えた広域的な取組が必要となることから、県と市町村が連携した協働体制が必要である。</p>

## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 総務部

項 目 名	改正行政不服審査法における第三者機関事務について
提案要旨	<p>「行政不服審査法」が改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行予定）され、【第三者機関への諮問手続】等が追加されたことから、各自治体等における第三者機関の整備への対応等が課題となっている。</p> <p>上記の課題については、県と市町村が協働で当たることとし、各市町村等は、第三者機関の権限に属する事務を県に対して委託する。これにより、円滑で的確な制度の運用が期待できる。</p>
理 由 (背景等)	<p>行政処分をした行政庁又はその上級庁（審査庁）に国民が不服を申し立て、審査庁が認容又は却下・棄却の裁決を行うことを規定した「行政不服審査法」に次の手続等が追加された。</p> <p><b>【第三者機関への諮問手続】</b></p> <p>審理員の意見書を踏まえて審査庁が作成した裁決書案について、外部の有識者からなる第三者機関に諮問する。</p> <p>○第三者機関については、市町村等が自ら整備する必要があるが、第三者機関の委員や運営を担う知識・技能を持つ人材が十分に確保できない等の理由により独自整備が難しい状況にある。</p> <p>○上記理由から、県市長会及び県町村会より、改正行政不服審査法に円滑に対応するため、第三者機関への諮問事務に係る県と市町村との連携について、要望書が提出されている。</p> <p>○県に委託するメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員や事務局職員の人材確保という課題が解消される。</li> <li>・県と市町村が協働で諮問・答申体制を整備することにより、円滑で的確な制度の運用が期待できる。</li> </ul>

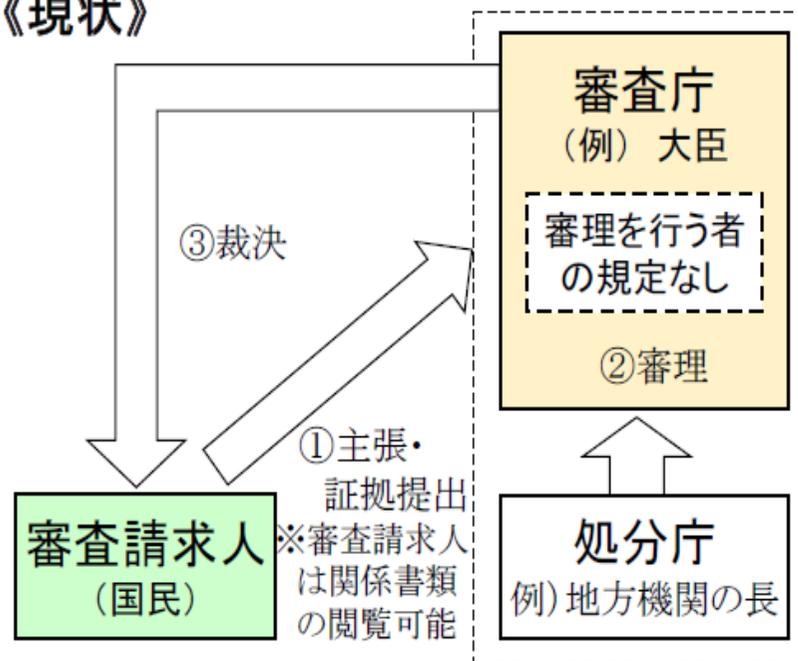
# 行政不服審査法

(公布後2年以内に施行)

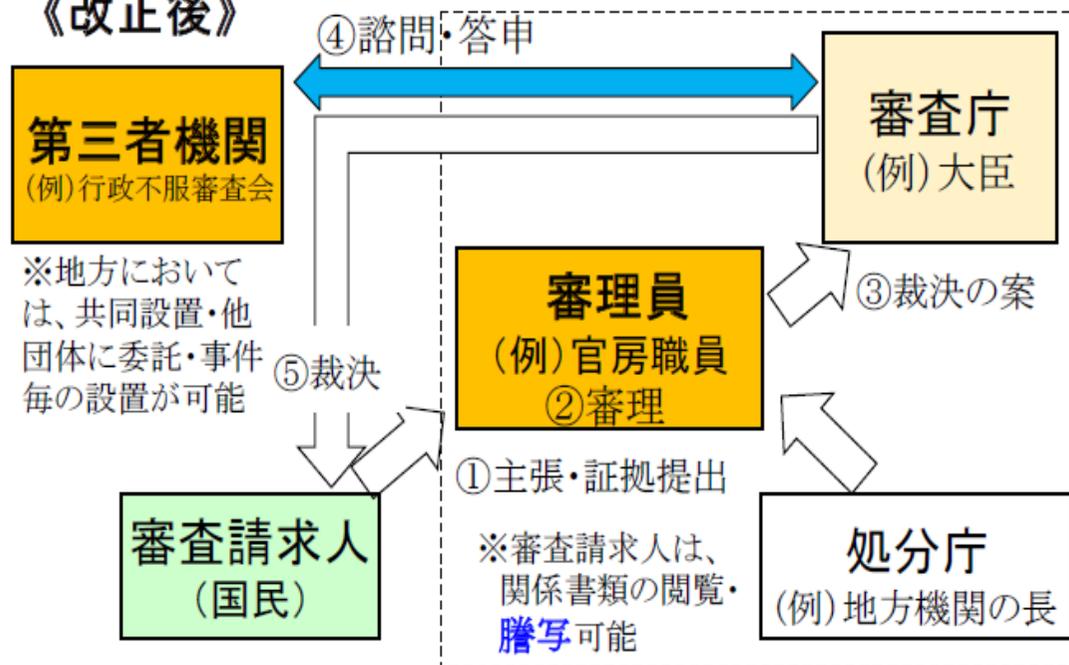
## ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 建設部

項目名	下水道事業への公営企業会計の適用について
提案要旨	<p>地方公営企業法では、下水道事業等について、公営企業会計を適用することが任意であることから、県及び多くの市町村において非適用として実施している状況である。</p> <p>しかし、平成27年1月に総務大臣から公営企業会計の適用を推進することが求められており、特に下水道事業等については、平成27年度から平成31年度までの5年間で、集中的に取り組むことを要請されている。</p> <p>今後、県として適用に向けた準備作業に入るが、各市町村においても移行業務に取り組むことが想定されることから、内容の検討や作業等を共同で実施することを提案するものである。</p>
理由 (背景等)	<p><b>1 法適用業務外部委託の共同発注・会計システム等の共同構築</b></p> <p>総務省で示されたマニュアル等によると、法適用化の移行業務については、組織の見直しや各種規程の整備、固定資産の調査・評価、各種システムの構築等、その内容が多岐に渡っており、作業量も膨大になることが予想される。</p> <p>また、会計については、これまでの官庁会計とは異なる公営企業会計を採用するため、複式簿記等の専門的な知識が必要となる。</p> <p>一方で、各市町村の下水道所管部署の人員は限られた人数しかおらず、外部への業務委託が必須であると考えられる。</p> <p><b>2 期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業管理者の業務負担の軽減</li> <li>・業務委託費の軽減</li> <li>・公営企業会計に係る知識・情報の共有と保管体制の構築</li> </ul> <p><b>3 今後の作業スケジュール（概略）</b></p> <p>H27 法適用化基本方針の検討</p> <p>H28～30 固定資産調査・評価</p> <p>H31 法適用化に伴う事務手続き・会計システムの構築</p> <p>H32 公営企業会計の開始</p>

# 秋田版「人口ビジョン」及び「総合戦略」の骨子案

## 人口ビジョン

### 1 人口動向分析

#### (1) 人口減少の進行

- ◆本県人口は、昭和31年の135万人をピークに減少し、平成25年で105万人
- ◆平成25年の人口減少率は1.18%で、全国最大

#### (2) 戦後から続く「社会減」

- ◆平成25年の社会減は約4千人で、18歳から23歳までの年齢層に集中
- ◆県外就職や県外大学等への進学によって、多くの若年層が東京圏等に転出

#### (3) 平成5年から続く「自然減」

- ◆結婚・出産に対する意識の変化等による未婚化、晩婚化、晩産化の進行
- ◆第3子以降の出生割合が、他県と比べて低位

#### (4) 新規学卒者の受け皿として県内産業が十分ではない

- ◆地域産業の規模が小さく、新規学卒者の雇用吸収力が不十分
- ◆全国に比べて有効求人倍率が低く、賃金等の雇用条件に格差

#### (5) 都市と地方の格差、大学進学、女性の就業等

- ◆県内大学等は収容定員も少なく、進学者の多様なニーズに対応できていない
- ◆最近では、女性の転出増加等により、男女の県内定着率の差が縮小

### 2 将来人口の推計と分析（国立社会保障・人口問題研究所等推計）

#### (1) 進行する少子高齢化、労働力不足のおそれ

- ◆平成52年(2040年)の本県人口は699,814人、出生数は3,480人と推計
- ◆生産年齢人口は335,078人となり、老年人口の306,433人と拮抗
- ◆労働力不足が懸念され、労働生産性の向上と人材確保が課題

#### (2) 社会減は縮小、自然減は拡大の見込み

- ◆平成52年(2040年)の社会減は、787人と推計(平成25年比約3千人縮小)
- ◆自然減は、12,031人と推計(平成25年比約3千人拡大)

### 3 目指すべき将来の方向（2060年の将来展望と取組方向）

#### (1) 社会減の早期解消

- 雇用の場の創出等による若者や女性の県内定着
- 地域に活力を与える多様な人材の移住・定住の促進 など

#### (2) 自然減の抑制

- ニーズを踏まえたきめ細かい結婚・妊娠・出産・子育て支援 など

#### (3) 持続可能な地域づくり

- 市町村等と連携した新たな仕組みづくり など

※今後、人口の将来展望を追加

## 総合戦略（平成27年度～31年度）

### 1 基本的視点

人口減少社会にあつて、日本にとってなくてはならない秋田、自立する秋田を目指し、官民一体となり、次の視点に沿って、有形無形の資源を最大限に活用した取組を進める。

- 東京圏等への人口流出に歯止めをかける
- 東京圏等から秋田への人の流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、くらしの安全を守る

### 2 基本目標

#### (1) 雇用創出のための産業振興

#### (2) 移住・定住対策

#### (3) 少子化対策

#### (4) 新たな地域社会の形成

### 3 具体的な施策

#### (1) 雇用創出のための産業振興

- ①地域産業の競争力強化
  - (ア) 成長分野への事業展開と中核企業の育成
    - 航空機産業の拠点形成の推進 など
  - (イ) 企業の経営基盤の強化と産業拠点の形成
    - 本社機能等移転に関する支援、誘致活動の強化 など
  - (ウ) 起業と事業承継の推進
    - 移住者への起業支援、人材バンクによる事業承継支援 など
  - (エ) 産業人材の育成
    - 若手技術者等の確保・育成 など
- ②農林水産業の成長産業化の促進
  - (ア) 強い担い手づくりと新規就農の促進
    - 担い手の「攻めの経営発展計画」に基づく規模拡大 など
  - (イ) 複合型生産構造への転換の加速化
    - 園芸メガ団地の整備 など
  - (ウ) 農林水産物の高付加価値化と流通販売対策の強化
    - 生産者が自ら行う販路開拓や販売力強化への支援 など
  - (エ) ウッドファースト秋田の推進
    - 県産木材の優先活用による林業雇用の拡大 など
- ③交流人口拡大による観光関連産業の振興
  - (ア) 県を挙げた秋田の魅力発信と交流の拡大を支える人づくり
    - 首都圏や隣県をターゲットとした誘客宣伝活動の展開 など
  - (イ) 「みんなにやさしい観光あきたづくり」の推進
    - 宿泊施設の魅力向上や観光バリアフリーの推進 など
  - (ウ) 文化・スポーツ等による地域の元気創出
    - 全国規模のスポーツ大会等の開催支援と合宿等誘致 など
  - (エ) 交流を支える交通ネットワークの充実
    - 秋田港のにぎわい創出、「道の駅」の機能強化 など

#### (2) 移住・定住対策

- ①首都圏等からの移住の促進
  - (ア) 秋田の良さをまるごと伝える情報発信
    - 総合的な移住情報の発信 など
  - (イ) ターゲットを絞った移住の促進
    - シニア人材と県内企業とのマッチング など
- ②若者の県内定着の促進
  - (ア) 県内大学の強みを生かした若者の定着促進
    - 大学と連携した起業化の促進 など
  - (イ) 大卒・高卒者の県内定着の促進
    - 奨学金の県内定着に係る減免制度の創設 など

#### (3) 少子化対策

- ①官民一体となった脱少子化県民運動の展開
  - (ア) 子どもを産み、育てるライフプランに関する意識の醸成
    - 家庭を持つ意味等を学び考える機会の充実、市町村や民間団体・企業と一体となった少子化対策の意識啓発 など
  - (イ) 仕事と子育てを両立できる環境づくり
    - 事業所内託児施設の充実、在宅勤務の推進 など
- ②結婚・妊娠・出産・子育ての総合的な支援の充実・強化
  - (ア) 多様な主体による出会いの機会の提供
    - 結婚支援センターと市町村、企業等との連携強化 など
  - (イ) 安心して出産・子育てできる環境づくり
    - 男性不妊治療への助成拡充、子ども・子育て支援新制度による子育て環境の充実 など
  - (ウ) 子育て家庭の経済的負担の軽減
    - 多子世帯に配慮した保育料・住宅助成、奨学金制度 など

#### (4) 新たな地域社会の形成

- ①地域社会の維持・活性化
  - (ア) 地域資源の活用等による地域コミュニティの再構築
    - 小さな拠点の形成、拠点都市形成に向けた研究 など
  - (イ) 若者、女性の活躍支援
    - 地域おこしやネットワークの構築支援 など
- ②安全・安心な暮らしを守る環境づくり
  - (ア) 健康で安心な暮らしの確保
    - 健康・医療の確保、雪対策の充実、CCRCの検討 など
  - (イ) インフラのマネジメント強化
    - 効率的な維持管理や長寿命化、ICTの活用 など

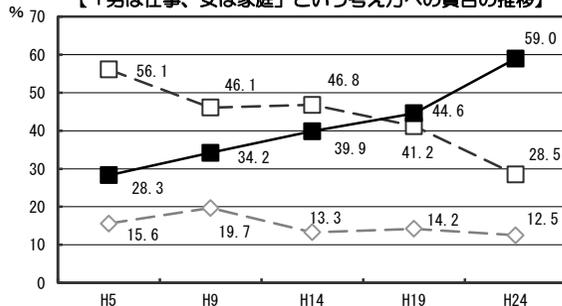
※今後、基本目標及び施策の数値目標を設定

現状と課題

■現状

○秋田県男女共同参画推進条例制定、推進計画策定から10年以上経過し、男女共同参画には一定の理解と関心。

【「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否の推移】



出典) 県男女共同参画課「秋田県男女の意識と生活実態調査」

○本県女性の有業率は66.3% (全国14位)、25~44歳の育児をしている女性の有業率は68.0% (同7位)であるものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は8.6% (同44位)と低迷。

出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」

○国会審議中の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」への対応。

<主なポイント>

- ・自治体は国が策定する推進方針等を動案し推進計画策定(努力義務)
- ・自治体は関係機関により構成される協議会を組織(できる規定)
- ・自治体や、300人超の一般事業主は、行動計画策定(300人以下の一般事業主は努力義務)

■課題

○本県の活力を維持・向上させていくためには、女性の活躍推進が重要であり、これに向けた様々な取組を進めていく必要がある。

取組の基本的な方向

方向Ⅰ：官民一体となった女性の活躍を推進する体制の強化

方向Ⅱ：男女がともに働きやすい職場づくりの促進

方向Ⅲ：ライフステージに対応した女性の活躍支援

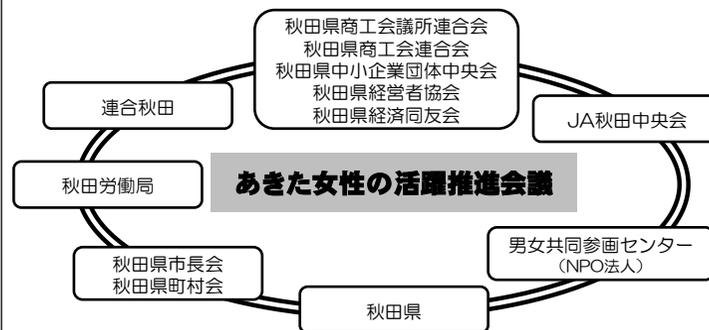
具体的な取組 (平成27年度の場合)

期待される効果

- 働き続けたい女性が働き続けられる環境の整備
- 事業所における女性管理職の割合増加
- 女性が個性と能力を活かして地域で活躍できる環境の整備

方向Ⅰ：官民一体となった女性の活躍を推進する体制の強化

■ 「あきた女性の活躍推進会議」の設置



○経済団体等と国・県・市町村が一体となって、行動指針に基づき取組を進めるとともに、成果の検証等を行う。

【行動指針】

- ①女性の活躍推進に向けた社会的機運の醸成
- ②女性が活躍できる職場づくりの促進
- ③女性のキャリア形成等に係る支援

- ・推進会議 平成27年5月21日設立、年2回開催
- ・連絡会議(担当者) 年3回程度開催

方向Ⅱ：男女がともに働きやすい職場づくりの促進

■職場における女性活躍の環境づくり

○経営者等の理解促進に向けたセミナーの実施。  
・開催時期：6月~8月、県北、中央、県南で各1回

■「男女イキイキ職場宣言事業所」拡大の取組

○女性の能力活用等に積極的に取り組む事業所を「男女イキイキ職場宣言事業所」として、パンフレット等で広く周知。  
・平成27年3月31日現在 221事業所

■入札参加資格審査における評価付与

○女性が活躍できる職場の環境整備等に取り組んでいる事業所に対して、入札参加資格審査で評価を付与。

■普及啓発イベントの実施

○県内マスコミ等と連携し、女性の活躍推進会議設立PRと社会的機運の醸成を図るためのキックオフイベントを実施。  
・期 日：8月8日(土)~9日(日)、秋田ビューホテル他  
○地域における普及啓発イベントの実施  
・開催時期：8月~10月、県北、中央、県南で開催

方向Ⅲ：ライフステージに対応した女性の活躍支援

■女性のキャリア形成支援

○働く女性のスキルアップに向けた研修の実施。  
・開催時期：8月~10月、県北、中央、県南で各2回  
○女性の起業を支援するためのセミナーの実施。  
・開催時期：7月~9月

■女性の再チャレンジ支援

○離職した女性等を対象に、再就職等の再チャレンジを支援するためのセミナーや研修等を開催。  
・開催時期：毎月2~3回開催

■小中高校での副読本の活用

○男女が協力して仕事や家事・育児等に取り組む意義や女性の活躍などについて、学校や家庭などで学び考えることができるよう副読本を作成し、授業等に活用。

対 応 方 針

## 市町村との協働が必要な事項

### 1 農政改革対応プランの加速的推進

- 構造改革の加速化  
・強い担い手づくり  
→規模拡大・複合化・法人化など経営のステップアップに取り組む競争力の高い経営体を育成
- ・複合型生産構造への転換  
→園芸振興をリードするメガ団地の整備や県産野菜のブランド化、「秋田牛」の認知度向上、6次産業化の推進
- 中山間地域対策  
→地域資源を活用した特色ある農業・食ビジネスの展開により一定の所得を確保できるようサポート
- 構造改革を支える水田対策  
→食味向上技術の普及・定着、極良食味米の品種開発の推進、新たな切り口での販売促進、ほ場整備の推進

### 2 米価下落を踏まえたフォローアップ対策

- 飼料用米の生産・供給拡大に向けた取組の強化  
→種子の安定供給体制の構築、多収性専用品種による低コスト安定生産技術の実証、保管・流通施設の整備
- 担い手育成とナラシ対策への加入促進  
→認定農業者の更なる掘り起こし、集落営農の組織化・法人化や既存法人の再編・統合の促進

### 3 農産物の流通販売対策の強化

- 「農産物流通販売戦略」の策定・推進  
→農林水産部内に「販売戦略室」を設置、マーケットインの視点を重視した流通販売対策の推進
- 農業者の販路拡大に向けた主体的な取組の強化  
→商談会への出展・販促資材の製作・バイヤー招聘などにより新たな販売方式や販路拡大にチャレンジする農業者等の取組を支援
- JAの流通販売対策の強化  
→実需者ニーズに基づいた新規品目の導入や販売チャネルの拡大を支援
- 秋田の顔となる競争力の高いブランド品目の生産強化  
→ナショナルブランド化を目指すすだまめ・ねぎ・アスパラガス、県オリジナル品種を軸とした果樹・花き、新ブランド「秋田牛」、極上あきたこまち等の生産拡大

### 4 木材総合加工産地づくりの推進／水産物のブランド確立

- 首都圏等への木材製品の販売促進活動の強化  
→県産材のプロモーション活動や住宅メーカーとの連携、県産材を優先的に活用するウッドファーストあきた県民運動の展開
- 高い技術と知識を持った林業の担い手の確保・育成  
→「秋田林業大学校」の開講
- 県産水産物のブランド化による販路拡大と新たな栽培漁業の推進  
→「秋田ハタハタ」や「北限の秋田ふぐ」などのブランド化、水産振興センターの栽培漁業施設の再編整備

#### ◆強い担い手づくり

- 集落営農組織等の法人化の促進と新規就農者の確保・育成
- 農地中間管理機構の活用による農地集積の推進と、出し手の掘り起こし
- 経営規模の拡大や、複合作物への転換といった農業者等の経営判断を促すサポート活動の強化  
(主な関連事業)
  - ・農地中間管理総合対策事業
  - ・新規就農総合対策事業
  - ・農業経営発展加速化支援事業

#### ◆複合型生産構造への転換

- 園芸メガ団地、大規模畜産団地等モデル的な取組への重点支援  
(主な関連事業)
  - ・園芸メガ団地育成事業
  - ・大規模肉用牛団地整備事業
  - ・未来にアタック農業夢プラン応援事業
- 農林漁業者と異業種との連携による6次産業化の取組支援  
(主な関連事業)
  - ・6次産業化ネットワーク活動交付金
  - ・6次産業化プロジェクト活動推進事業

#### ◆中山間地域対策

- 「地域資源活用プラン」の策定と実践へのサポート  
(主な関連事業)
  - ・元気な中山間農業応援事業

#### ◆飼料用米の生産・供給拡大に向けた取組強化

- 新たに設定した産地交付金の「県域枠」を活用した飼料用米の生産拡大
- 保管・流通施設の整備による地域内流通・利用の推進  
(主な関連事業)
  - ・飼料用米総合対策事業

#### ◆農産物の流通販売対策の強化

- 農業者やJA等による販促活動を総合的にサポートするための情報共有  
(主な関連事業)
  - ・県産農産物販売戦略事業
  - ・農業者等販売力強化チャレンジ事業
  - ・JA販売力強化オリジナルプラン支援事業

#### ◆木材総合加工産地づくりの推進

- 「ウッドファーストあきた」に対する意識の醸成
- 次代を担う若い林業技術者の育成  
(主な関連事業)
  - ・ウッドファーストあきた林業雇用拡大事業

# 電子入札システムにおける共同利用について

資料 7

平成 27 年 5 月 26 日  
建設部

## 1 目的

公共事業の円滑かつ効率的な執行を確保するため、「あきた I T 基本戦略」に基づき、入札契約事務に関わるシステムを開発し「秋田県電子入札システム」(C A L S / E C) と称して平成 17 年から一部稼働、平成 19 年 4 月から本運用を行っている。

「秋田県電子入札システム」の共同利用は、効率的な行政運営が期待できることから、市町村との機能合体として、平成 18 年 8 月から「秋田県電子入札共同利用連絡会議」を通じ共同利用の促進を働きかけている。

## 2 共同利用の効果

県民・受注者：発注機関に左右されずに同じ操作・機器類で入札契約事務が可能  
市 町 村：個別にシステムを開発・運営する必要がないことから経費縮減が可能  
県：運用費の縮減が可能

## 3 秋田県電子入札システム

### (1) 機能

「美の国あきたネット」からインターネットを利用して、公共事業の入札参加申請～落札決定までの入札事務を一元的に処理するシステム。

### (2) 共同利用加入済み市町村

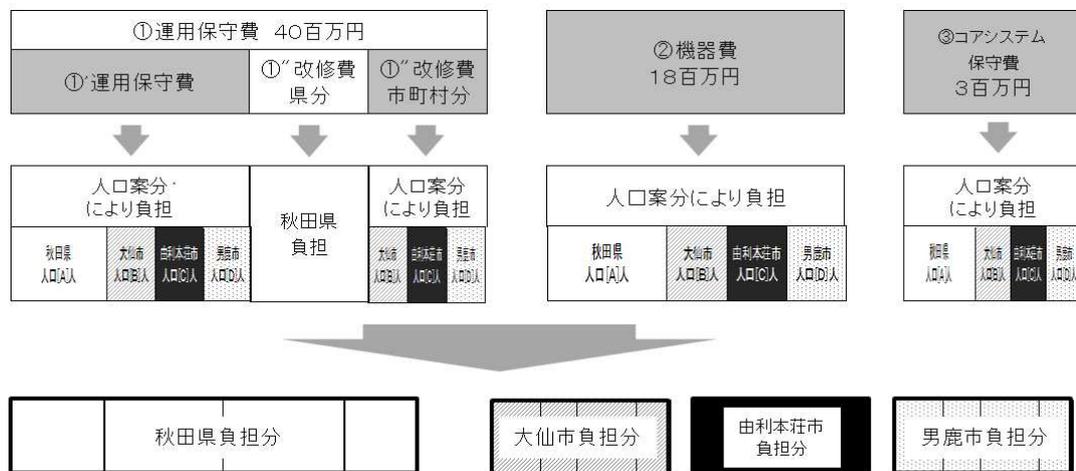
- ・大仙市 (H19)、由利本荘市 (H22)、男鹿市 (H23) の 3 市が共同利用開始済み
- ・鹿角市が平成 27 年 10 月から運用開始予定

### (3) 経費

- ① 運用保守経費：パッケージソフト使用料、システムの稼働監視、よくある質問対応法令等の改定による必要な秋田県独自の改修費用
- ② 機器費：機器の賃借料、管理通信回線の費用等 (5 年間賃借)
- ③ コアシステム経費：複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システムの使用及び保守料。このシステムに秋田県独自改修を行い電子入札システムが稼働している

### (4) 負担区分

①の改修費は県負担分と市町村の人口に応じた負担分とし、①の運用保守費、②機器費及び③コアシステム保守費は人口に応じて按分する負担方法を採用。



※人口は前年10月1日現在の数値を採用

## 土砂災害警戒区域等の指定の推進と住民周知について

平成 27 年 5 月 26 日  
建 設 部

### 1 背景

平成 26 年 8 月の広島県における大規模な土砂災害が契機となり、土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査も完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていないことが問題となった。

その現状を受け、同年 11 月には土砂災害防止法が改正され、その基本方針により、概ね 5 年程度で基礎調査を完了させることが国から目標として示された。

### 2 秋田県の土砂災害警戒区域等の指定状況

秋田県内における土砂災害危険箇所 7,685 箇所のうち、土砂災害警戒区域等の指定は平成 26 年度末時点で 1,681 箇所（指定率 22%）にとどまっており、全国の平均指定率 61% を大きく下回っている状況にある。

### 3 土砂災害警戒区域等の指定の推進

県では、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査費用に予算を重点配分するとともに、基礎調査の実施内容においても、土砂災害防止法に則った効率的な業務見直しにより時間とコストの縮減を図り、今後 5 ヶ年（平成 31 年度末まで）で県内全危険箇所の区域指定を完了させることとしている。

### 4 土砂災害警戒区域等の指定までの流れ

#### (1) 基礎調査の実施

基礎調査にあたっては、土地の占有者に対して土地立ち入りの通知を行ったうえで、地形・地質及び土地利用状況等の現場調査を行う。

#### (2) 基礎調査結果の市町村長への通知及び公表

基礎調査の結果については、市町村長に通知するとともに、住民等に対しても公表し、土砂災害の危険性を早期に周知する。

#### (3) 住民説明会の開催

基礎調査結果を地域住民に理解してもらうため、住民説明会を開催する。

#### (4) 市町村長の意見聴取

土砂災害警戒区域等の指定について市町村長から意見を聴取する。

#### (5) 土砂災害警戒区域等の指定及び公示

警戒区域等の指定を県公報により公示し、関係市町村に公示図書を送付する。

### 5 市町村との連携強化

土砂災害警戒区域等の指定を今後 5 ヶ年で完了させ、住民等に対して警戒区域等を周知するためには、市町村との連携を強化することが重要であるので、今後とも協力をお願いする。

# 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

資料9

平成27年5月26日  
秋田県警察本部

<p>協力依頼要旨</p>	<p>県内における刑法犯認知件数は減少しているが、その大半は窃盗犯の減少であり、粗暴犯、知能犯等窃盗以外の犯罪はあまり減少していない状況にある。</p> <p>子供・女性に対する声掛け事案やストーカー・DV事案の取扱いは依然として高止まりの状態にあるほか、特殊詐欺による被害にあっては2年連続で過去最悪の被害額となるなど県民生活の脅威となっている。</p> <p>犯罪の質の変化に対応しながら各事案に対する対策を効果的に推進するため、各市町村に更なる協力と連携を依頼する。</p>
<p>協力依頼内容</p>	<p>1 防犯カメラの設置促進について</p> <p>(1) 現状</p> <p>子供や女性を対象とした誘拐事件や、ストーカー・DV事案に伴う殺人事件等凶悪事件が時間や場所を選ばず発生している。昨年は、県内においても子供や女性に対する声掛け事案やストーカー・DV事案等が多発したほか、女性に対する連続傷害事件も発生している。</p> <p>(2) 協力依頼事項</p> <p>犯人が高い確率で通過する場所を分析し、防犯カメラを設置することは、事件発生時の犯人の早期検挙のみならず、犯罪を未然に防止するために極めて有効である。</p> <p>県警察では、今年度予算で秋田市の大町・川反地区に防犯カメラ6台を設置する予定であるが、各自治体においても各警察署と連携により効果的な防犯カメラ設置場所を選定の上、計画的に設置してもらうよう協力依頼する。</p> <p>2 特殊詐欺の被害防止について</p> <p>(1) 現状</p> <p>昨年の特種詐欺被害件数は平成21年以降最多で、被害額が3億円を超え過去最悪となり、本年も被害が増加傾向にあるなど極めて深刻な状況にある。</p> <p>昨年から、一部自治体では、特殊詐欺被害防止のため、住民に対して電話機に接続する自動録音装置の貸し出しを実施している。</p> <p>(2) 協力依頼事項</p> <p>自動録音装置は、着信前に犯罪被害防止のために自動録音する旨のアナウンスが流れるため、犯人が被害者と会話することなく電話を切ることから、特殊詐欺の被害防止に大変有効である。</p> <p>県警察では、今年度予算で120台を購入し15警察署に配分する予定であるが、各自治体においても電話機に接続する自動録音装置を購入し、住民に貸し出す被害防止対策を推進してもらうよう協力依頼する。</p>



## 秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成 27 年 5 月 26 日

平成 26 年 10 月 30 日（木）に開催されたこの会議において県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

## 1 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>① 東日本大震災等による県内避難者に対する定住支援について</p> <p>東日本大震災から 3 年 7 か月が経過し、避難者の中には本県への定住を考えている人が多くなってきている。</p> <p>避難者の定住を支援するため、県と市町村が、公営住宅入居時の優先的な取扱いや移住・定住支援策の対象要件の緩和等に配慮するなど、協働で取り組む。</p>	<p>協議結果等</p> <p>県営住宅では、平成 26 年 12 月入居分から、入居要件を緩和することとしている。</p> <p>避難者に対する支援については、避難者個々の希望を尊重したうえで、定住を希望する方々に対してはできる限りきめ細かな支援を行う必要がある。</p> <p>このため、市町村公営住宅においても同様の配慮を行うなど、避難者の定住に向けた支援策を行っていく。</p>	<p>現在の取組状況（予定）</p> <p>【担当：企画振興部】</p> <p>県営住宅については、平成 26 年 12 月分から入居要件の緩和等（公開抽選の際に一般応募者の当選確率の 2 倍にするなど）の優遇措置を実施している。また、秋田市が県に準ずる措置を講じているほか、5 市町村で、例えば被災・罹災証明の持参で優先入居させるなど、避難者の市町村営住宅への入居に際し優遇措置を講じている。</p> <p>また、避難者に対しては、毎月 1 回全避難世帯に配布している「スマイル通信」に、市町村の定住支援策等様々な情報を掲載し提供している。</p> <p>今後とも、「スマイル通信」等を活用して情報提供を行っていくとともに、県内避難者情報交換・交流会において市町村の定住相談コーナーを設けるなど、市町村と協働で取り組んでいく。</p>

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>② 道路施設点検業務の「包括発注」について</p> <p>道路インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、法令により、すべての道路管理者に5年ごとの定期点検が義務づけられたが、県内の多くの市町村では技術的ノウハウや技術職員不足が課題となっている。</p> <p>このため、「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会(H25.6設立)」において、平成26年度から、道路施設点検業務を集約して業者に発注する「包括発注」を実施しているが、より効果的な老朽化対策を行うため、今後の市町村における積極的な活用を提案するものである。</p>	<p>高度経済成長期に建設された多くのインフラが老朽化し、その対策が全国的な課題となっており、本県においても橋梁等の老朽化対策を本格的に進めていくことが求められている。</p> <p>このため、今後も国の基準によるインフラの点検や、計画的な補修・補強などの技術的業務を着実に行う必要があるが、長期的な財源の確保に加え、一部の自治体を除いて土木技術職員数が十分に確保されていないなどの課題を抱えている。</p> <p>こうした中で、市町村と県などが協働で設立した「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」による「包括発注」は、課題解決のための即効性を有するだけでなく、全県の維持管理水準の確保にもつながることから、積極的な活用を図っていくものとする。</p>	<p>【担当：建設部】</p> <p>平成26年度は、「包括発注」の実施に向けて県内全市町村と「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」が道路施設点検業務に関する基本協定を締結し支援体制を整備した。</p> <p>その上で「包括発注」を希望する4市町（※1）と年度契約を締結し、道路橋の定期点検や道路付属施設等の点検について「包括発注」を実施し点検結果を同市町へ報告している。</p> <p>平成27年度は、「包括発注」の本格実施に向けて、予算要望の段階から市町村と連携して準備を進めており、21市町村（※2）と年度契約の締結を予定している。</p> <p>なお、スケジュールは次のとおり。</p> <p>5月上旬 市町村との年度契約締結  5月中旬 点検業者との業務委託契約締結  8月中旬         "         (道路橋2回目分)  10月中旬 点検結果の報告  3月中旬         "         (道路橋2回目分)</p> <p>(※1) 大仙市、北秋田市、小坂町、八峰町  (※2) 必要な土木技術者を確保している秋田市、平成27年度に点検予定がない井川町、八峰町、羽後町の4市町を除く</p>